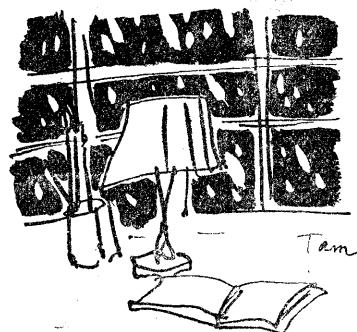


学齢始期について

多田鉄雄



本誌の昨年十月号に長田先生が「ソ連の就学前の教育を見て」を書かれてゐるが、あれを読んで特に感じたので学齢始期についてのべて見よう。長田先生は私たちに他山の石としてあれを紹介なされたのだと思われる所以、その良い点を殊更に浮彫りされたものと考える。例えばソ連と比較して、日本には保育所と幼稚園が並行していく貧富の差により収容施設の異なつている非を指摘されたことは当然のことながら尊重されるべき提言である。しかし素直に読み下してしまい切れぬ点がいくつかあったのは私ひとりであつたろうか。先づ「日本の幼稚園が午前十時から正午までで——こう断定することの当否は別としても——だから子供は家を出たかと思うと、もう直ぐ帰つてくる。教育内容の如何に貧弱なことが」と云われる。もとよりここで教育とは極めて広い意味で考えられていることは理解出来

るが、時間が短いこと、即、教育内容の貧弱とはどんなものであろう。又「日本の幼稚園は『教える教育』をすることによつて非教育的な幼稚園であるのに——私どもはそう思はないが、それでもこの批難に対しても或る点ではなほ謙虚に反省すべきであるう——ソ連の幼稚園は『教えぬ教育』をすることによつて教育的な幼稚園である」と云われている。たしかに長田先生は実際を見て来られてこのように云われているのであらうが、私の手許にはソ連の「就学前教育学教科書」——これはレニングラード就学前教育教員養成所講師カルボヴスカヤ女史などと共にソロキナ女史がソ連の幼稚園教員教育の教科書としてモスクワで一九五一年に著わし、広く用いられ、更に一九五五年に東独でも使用するため東独政府機関によって翻刻されたもので、その内容はソ連国家の定めた「教育者の手引（日本の指導要領

のようなもの」に則って、極めて具体的に就学前教育の目標。

方法を叙述したもの——があるが、この本を読むと大体において

私ども幼児教育者が現在もつとも正しいと考えていると同様な

教育精神で、同様に教育方法が説かれておる。それどころか、

言語の教育のところでは「市民社会体制下の教育学と心理学は

言語発達の能力が子供の天性のみに存しており、子供の発達に

伴つて現われて来るものであり、つねに自己発達の法則に依存

すると主張するが、この誤った理論によれば社会的環境と教育

とは言語の発達に何等影響を与えないわけである。ソヴィエト教育の理論と実際とはこの主張を否定し、確乎として言語が

社会的交渉において、教育において、授業において形成される

ものであることを証示する（同書二五三頁）と述べて極めて

積極的であるところすら見られる。

しかし私がここで問題にしたいのは学齢始期のことである。

長田先生も述べられているようにソ連では満七歳からが初等学校であるから、若し日本のこの年齢までの子供がソ連の子供よりは一年位早く発達すると云うことでもなければ、年齢の上から見て日本の小学校一年生はソ連の幼稚園の最年長級に当る。

ここに一九五五年版のソヴィエト年鑑から数字を拾つて見よう。

教育関係統計表（同書二九四頁）

一、常設託児所収容者数

一九四〇年

八五九、〇〇〇

一九五〇年

一、二五一、〇〇〇

(注)一九五〇年の収容者数は第四次五ヶ年計画による予定數字。なほ第五次計画では約二〇%増加の予定。

二、幼稚園収容者数

一九四三年 一、一八一、二五五

一九五〇年 二、二六〇、〇〇〇

(注)一九五〇年の収容者数は第四次五ヶ年計画による予定数字。なほ第五次計画では五ヶ年間に約四〇%増加の予定。

三、初等中等学校生徒数（小学校と中学校とを併せた十学年学校

一九三九年 三一、五一七、三七五

一九五〇年 三一、八〇〇、〇〇〇

一九五一年 三一、八〇〇、〇〇〇

一九五二年 三一、八〇〇、〇〇〇

一九五三年 三一、八〇〇、〇〇〇

一九五四年 三一、八〇〇、〇〇〇

一九五五年 三一、八〇〇、〇〇〇

これによると、先づ幼稚園は第五次計画の最終年度たる一九五五年までに予定通りの増加を見ても約三、一六四、〇〇〇人になる計算であるが、——して見ると長田先生の「戦後五ヶ年計画で五百萬になった」と云うのは託児所幼児数、農繁期幼稚園児数など合計したものであろうか——現在の初等中等学校への就学義務が十年（大都市など）乃至七年であるからして、仮りに凡ての地方の該当年齢児が十年の教育を受けているとすれば一ヶ学年在籍者数は大約十分の一の三、一八〇、〇〇〇人、仮りに凡てのものが七年のみの教育を受けているとすれば七分

の一の四、五四〇、〇〇〇人と推定されるので、前者によれば現在のソ連の幼稚園はもし満六歳の最年長児が優先的に収容されているものとすれば、それだけで殆んど現員数を独占してしまうわけだし、後者によれば満六歳の児童全部の三分の二しか収容出来ないことになるわけで、——実際はこの両者の中間であろうが、して見ると学校とか幼稚園とか云うことと別にして考えれば、日本における満三歳から五歳までの児童と、ソ連における当該年齢児といづれかより多く教育施設に収容されているかと云う点においてむしろ長田先生の所説は逆になるのである。その上に日本には幼稚園年齢児をほぼ同数ほど収容している保育所もある。以上の推論はソ連においては一部分である話児所幼稚園の施設が普及しているところでは児童は凡て託児所から幼稚園に進み、その殆んどの児童は満三歳から六歳までを幼稚園で過ごすと云うのであれば話は別であるが、すくなくともこの点に関し「就学前教育学教科書」は「学校と幼稚園の連絡」の章で「児童が三年間も幼稚園に在るならば次第に学校へ移行の準備が出来るので、そこには困難な問題は起らない。しかし実際には大概の場合が、児童は満五歳になって、或は全く六歳になって初めて幼稚園に入園している実情である（同書三三九頁）」とあることから見て問題にならないであろう。

このことは就学前教育を考察する場合にはつねに学齢始期をも同時に問題にしなければならないと共に、ともかくもソ連が満七歳を学齢始期にしていることにはどんな意義があるかを考えるべきことを教えている。
もとより精神年齢と生育年齢は一致するものでなく、同一の生育年齢でも精神・身体の発達程度は子供によって随分ちがつてゐることは云うまでもないが、それでも発達速度の極めて大きいこの年齢期の六ヶ月とか一ヶ月と云うものは非常に重要な意義をもつものであって、それ故に早生児と早生児の比較研究などが一方において進められて来たわけであるし、大正年代には就学始期を四月と十月の二期に分けて子供の発達に応じてそのいづれかに随意入学させる仕組さえ試みられたわけであり、学齢始期を満五才にするか、六才にするか、七才にするかは教育的に大きな問題なのである。
そもそも学齢始期は一六四二年にドイツのゴータ公国に就学義務制が定められて「満五才を以て就学の始期」としたのに始まるとしており、それが次第に他の国々も就学義務制を実施するようになって満六才をとるものが多くなって來たのであるが、現在でもイギリスのように満五才からのところもあれば、ソ連とかアメリカの一部のように満七才からのところもあってそこには別段に明確な科学的根拠はないようである。例えばゴータ公国の頃には宗教教育も重要な要素であったから、早くから祈りを教え込む意図もあつたろうし、一般には通常の子供がひとりで通学出来ること、身体的にも精神的にも学習能力が具わ

つて来ることが大体の目安とされたにすぎなかつたと云える。

曾つて昭和十年代に学齢七才の提唱が契機となつて雑誌「教育」が学齢特集号を出したが、そこに表明された諸説を要約するに次のようなものであつた。

1. 七才の提唱 山下徳治氏

イ、小一児童には病氣欠席が比較的多い。

ロ、学科教授のためには児童の一定の抽象能力の発達を、少くともそれを発達せしめ得る素地が準備されていることを要す。小一児童に之を要求するのは精神発達段階から見て未だ無理である。小二から算術を始めた方が進歩の著しかつた成城小学校の実例がある。

2. 七才説に賛成 佐々木秀一氏

イ、現行の教育内容を児童に与えるためには児童の自然的発達と照合して七才始期が頗る有効である。

ロ、現行の一・二年の教材は七才の一ヶ年で楽に学ばせ得る。

3. 五才にすべし 城戸幡太郎氏

イ、義務年限を下へ延長することによって教育的社會政策を教

育政策中に採入るべきである。

4. 学齢始期を早めよ 倉橋惣三氏

イ、小学校就学前に教育がないかの如くに考へるのは誤りであり、この時期も教育にとって大切な時期である。現在の小一を幼稚園と併せて之を義務制とし、小二から別の教育の

始期とすればよい。

すでに右の諸説からも容易に汲みとれるように、学齢始期の問題は教育は学校から始まると云う前提でいつからその教育を始めるかと云うことではなくて、第一にいつから凡ての子供に施設教育を始めるかと云うこと、第二にその場合に学校教育と就学前教育の境をどこに引くかということであり、現在までの幼児研究、就学前教育研究は第一に対し少くとも満六才からではおそいと云う明白な解答を出しているのであり、問題はいかにして幼児の通学乃至通園を可能ならしめるか、いかにして全ての幼児の収容を可能ならしめるかの方法にあると云える。第二に対しても現在の低学年教育方法研究がすでにある程度の解答を与えていることである。

このように考へてみると初めは恐らく他の要因から制定された七才の学齢始期をあらためて教育的見地から検討すべきであり、その点でこそソ連の制度も注目に値するはずである。学校教育法によつて幼稚園は一応のところ学校体系の一部を構成するようになつたが、就学前教育の今後を考えると、幼稚園の義務制を思うとき、更に小学校の今後の在り方を思うとき、学齢始期が現在においていかなる意味で存在し、その現行制度が就学前教育をも含めて初等教育に良い点、悪い点をあげていかなる作用を及ぼしているかが鋭く検討されねばならぬのではないかと考えられるのである。